

〈研究ノート〉

エリザベスの呼称 ——17世紀中葉ヴァージニア植民地における「黒人」認識——

芳賀 太弦

はじめに

新世界に建設された英領諸植民地およびアメリカ合衆国の歴史を知る私たちは、肌の色の違いに象徴される人種が人びとの間の差異を説明し、その関係性を決定的に規定してきたことを知っている。しかし、イングランド人が新世界で植民地建設を開始したころに目を転じてみると、そこにはいまだ、肌の色の差異が後の時代に見られるような意味を持っていなかった社会が見出されるのである。このことは、肌の色の差異が持つ意味が歴史的に変化したということを示している。ジョン・W・スコットは、ジェンダーを「肉体的性差に意味を付与する知なのである」と述べている。そしてそれは、「それ自体が（少なくともある意味で）自律的な歴史をもつ大きな認識の枠組みのなかで、複雑な方法によって生み出される」のである⁽¹⁾。本稿ではスコットにならって、人種を肌の色の差異に意味を付与する知と捉える。それはジェンダー同様、それ自体の歴史をもつと言えるだろう。本稿はこうした問題意識に基づいて、17世紀中葉のヴァージニア植民地における一つの事例を取り上げる。この事例は、当時ヴァージニア植民地に暮らした人びとが、肌の色の差異にどのような意味を、どのように付与していたのかを示す。これを分析することによって、当時のヴァージニア植民地社会において、肌の色の差異に与えられていた意味が明らかになるだろう。

1630年から1633年ごろ、ヴァージニア植民地で、ある黒人女性が女兒を出産した。その子は、エリザベスと名付けられた。エリザベスは前半生の大半、隷属

的な地位に置かれた。1655年、当時の所有者が死去すると、彼女は自由な身分を求めてノーザンバーランド・カウンティコートに訴えを起こした。一連の訴訟を経て、彼女は自由な身分を得ることになる。さらに彼女はその後、訴訟において彼女の代理人を務めた、イングランドからの入植者と思しきウィリアム・グリーンステッドと結婚する。エリザベスおよび彼女の周囲の人びとは、この訴訟から結婚にいたる一連の出来事において、まさに肌の色の差異に意味を付与する実践に参与していたのである。彼らが肌の色の差異にどのような意味を、どのようにして付与したのかを探るために、本稿ではエリザベスに対して用いられる呼称の変化に注目した。これによって、彼女の肌の色に付与された意味が変化したことが明らかになる。このことは、人と人との関係性を規定するのは肌の色そのものではなく、人びととがそれに付与した意味であることを示すであろう。

そこで、まずエリザベスの事例の歴史的な文脈を明らかにするために、少し時代をさかのぼって整理しておきたい。ヴァージニア植民地は、1607年に建設が開始されたイングランド最初の恒久的な北米植民地である。1610年代後半からこの地に黒人が暮らし始めたが、その人口は、17世紀後半に至るまで比較的少数であった⁽²⁾。彼らの多くは、イングランドからやってきた年季奉公人とともに、タバコプランテーションでの労働に従事した。17世紀中葉までのヴァージニア植民地において、黒人およびムラートの地位は曖昧であった。生涯隷属的な地位に身を置く者もいれば、イングランド人年季奉公人と同様、一定期間隷属的な地位にあった後、自由な身分を得る者もいたのである⁽³⁾。しかし、1660年代以降、ヴァージニア植民地議会は黒人の地位を明確にし、彼らが自由な身分を得ることを防ぐための一連の法律を制定する。

このように、曖昧であった黒人の地位が奴隷身分へと固定化されていくなかで、黒人とイングランド系の人びとの関係、あるいは肌の色の差異に対する意味付与のあり方もまた変化したことだろう。もちろん、法律を制定するという行為も肌の色の相違に意味を付与する行為の一つである。しかし、それが肌の色の差異の意味を排他的に決定するわけではない。人びとは種々の行為によって、肌の

色の差異に意味を付与する実践に参加していたのである。このような人びとの意味付与のあり方は、彼らの他者に対する認識に反映される。本稿は、この後者の面にとりわけ焦点を当てる。ただ、黒人の地位の固定化を法律によって跡付けることが比較的容易である一方で、このような関係や意味付与、あるいは認識のあり方の変化を捕捉することは困難である。法律とは異なり、関係や肌の色に対する意味付与のあり方の変化を明らかにするような史料は多くは残されていないからである。本稿が扱うエリザベスの事例は、そうした意味で特異な例の一つである。エリザベスが訴訟を提起したことによって、彼女と周囲の人びとの関係や、彼女の肌の色に対する意味付与のあり方の変化を読み取ることが可能にする史料が、裁判記録として残されたからである。この事例から、上に述べた関係や意味付与のあり方の変化の全貌を明らかにすることはできないかもしれない。しかし、17世紀中葉という時期における、黒人とイングランド系の人びとの関係および肌の色の差異に対する意味付与のあり方を垣間見ることはできるだろう。

以下、第一節では、問題の背景となる事件の概要や研究史の整理を行う。第二節では、エリザベスが隷属的な地位にあった時期、彼女を取り巻く人びとが彼女の肌の色に対してどのような意味を付与していたのかを検討する。第三節では、彼女が自由な身分を得た後、彼女の肌の色に対して周囲の人びとが付与する意味がどのように変化したのかを分析する。

I. 問題の背景

まず、エリザベスの生涯を辿っておこう。エリザベスは、1630年から33年頃、自由人でイングランドからの入植者と思われるトマス・ケイと彼の支配下にある黒人女性との間に私生児として生まれた。このとき、トマス・ケイは罰金を科されている。母親の名前についての記録は残っていない⁽⁴⁾。1636年10月末日、トマス・ケイは、ハンフェリー・ヒギンソンと、エリザベスの奉公についての合意を交わした。これによれば、彼女は9年間の年季でヒギンソンのもとへ奉公に出

されることになったようだ⁽⁵⁾。その後、彼女の所有権はジョン・モトロムのもとに移る。当初定められていた年季期間が過ぎた後も、彼女ははまだモトロムの支配下で暮らしていた。その頃、彼女は未婚の子ども二人を産んだらしい⁽⁶⁾。主人であるモトロムが死去すると、彼女はモトロムの遺産管理人数名を相手取り、自由な身分を求めてノーザンバーランド・カウンティコートに訴訟を起こす。その際、彼女の代理人となったのが、エリザベスの未婚の子どもたちの父親で、イングランドからの入植者であると思われるウィリアム・グリンステッドである⁽⁷⁾。1655年1月20日、ノーザンバーランド・カウンティコートでこの訴訟の審理が行われた。カウンティコートの陪審員らは、エリザベスは解放されるべきであるという判決を下した。しかし、モトロムの遺産管理人らはこれを不服とし、植民地の首都であるジェイムズ・タウンで行われる四季法廷に上告した⁽⁸⁾。その後、この訴訟はさらに、植民地の最終審であった植民地議会をも巻き込むことになった⁽⁹⁾。しかし最終的にはノーザンバーランド・カウンティコートに差し戻され、1656年7月20日、再度エリザベスは解放されるべきとの判決が下される。モトロムの遺産管理人らがそれ以上抵抗の意志を示した様子はない⁽¹⁰⁾。ここに、彼女の身分をめぐる一連の係争が決着したのである。判決の翌日には、新たに自由な身分を得たエリザベスとこの訴訟で彼女の代理人を務めたグリンステッドの結婚が、ノーザンバーランド・カウンティコートにおいて公示された⁽¹¹⁾。その後、彼らの結婚は正式なものとなった。二人の間には、婚前に生まれた二人とその後生まれた一人を合わせて、3人の子供が生まれた⁽¹²⁾。1661年から1667年の間にグリンステッドは死去し、1667年5月20日以前に、エリザベスはジョン・パースと再婚する。彼女は新しい夫との間に、更に一人の子供を儲ける⁽¹³⁾。これ以後、彼女の身に何が起こったかを知らせる史料は残っていない。

次に、エリザベスが暮らした17世紀中葉のヴァージニア植民地の状況を、黒人の地位という観点から見ておこう。この時期のヴァージニア植民地に暮らした黒人の中には、一生涯奴隷として隷属的な立場で過ごす者がいた一方で、白人年季奉公人と同じように一定期間隷属的な地位で労働に従事した後、自由な身分を

獲得する者もいた。しかし、先にも述べたように、1660年代以降、黒人の地位を明確にし、彼らが自由な身分を得ることを防ぐための法律が制定されていく。1662年、ヴァージニア植民地議会は、子供の地位は母親の地位に従うということを決める法律を制定した。その背景には、「イングランド人男性によってニグロ女性との間に生じた子供は奴隷になるのか自由人になるのかという疑義が生じている」という事情があった⁽¹⁴⁾。この法律は、そのような疑問に答えるものであると同時に、「どのような者が奴隷とされるのかを初めて明らかにした法律」でもある⁽¹⁵⁾。1667年には、「奴隷として生まれ、……その後洗礼を受けた子供は、その洗礼のために自由になるのか否かという疑問」に答えて、「洗礼はある人物が隷属身分であるか自由身分であるかを変更しない」ことを定める法律が制定された⁽¹⁶⁾。これらの法律は、白人の父親を持つことや洗礼を受けたことによって、黒人が自由な身分を得る可能性を排除したのである。さらに、1670年には、インディアン奉公人の奉公期間を定める法律の中で、「この植民地に船によって運び込まれた非キリスト教徒の全ての奉公人」、すなわち黒人は、「その生涯にわたる奴隷となる」とされる⁽¹⁷⁾。このように、1660年代以降、黒人は明確に奴隷身分と結びつけられるようになっていくのである。本稿が扱うのはエリザベスが生まれた1630年頃から、彼女の孫の年季奉公についての取り決めがノーザンバーランド・カウンティコートで記録される1684年までである。以上のように、この時期はまさにヴァージニア植民地において黒人の地位が奴隷へと固定化されていく過程の真っ只中であったのである。

それでは、エリザベスが暮らしたノーザンバーランド・カウンティとはどのような地域だったのだろうか。このカウンティは、ヴァージニア植民地最北部に、1645年2月に設置された。ポトマック川を隔ててメリーランド植民地と接する地域である。イングランド人がヴァージニアへの植民を開始した頃には、チカコアン、ウィッココミコというインディアンの二部族がこの地域で暮らしていた。1634年にポトマック川対岸で、カトリックのレオナルド・カルバートがメリーランド植民地の建設を開始した。その後、次第に、メリーランド植民地でのカト

リックのカルバートによる統治を苦しめたプロテスタント住民が、ポトマック川対岸のチカコアの居住域に逃避し、そこに居住するようになる。ポトマック川南岸に住み始めたイングランド系住民は、しばらくの間、遠く離れたジェームズタウンに位置するヴァージニア植民地政府から干渉を受けなかった。しかし、1645年2月になると、ノーザンバーランド・カウンティとして植民地の統治体制に組み込まれる。同時に、他のカウンティ同様、植民地の税を課されるようになる。また、同年11月には、植民地議会に初めて代議員を送り出している。しかし、1640年代後半のノーザンバーランド・カウンティは、植民地の税を納めることを怠り、しばしば植民地政府を悩ませた。両者の関係は、1640年代末に、やっと安定する⁽¹⁸⁾。エリザベスが暮らし、また自由を求めて法廷闘争を繰り返したのは、このような植民地の辺境地域だった。

エリザベスの事例は、これまでも多くの研究者の関心と呼んできた。彼女の存在を多くの研究者に知らしめたのは、ウォーレン・M・ビリングスである。彼は1973年の論文「フェルナンランドとエリザベス・ケイの裁判——17世紀ヴァージニアにおける黒人の地位についての覚書」で、彼女のことを取り上げた。彼の関心は、黒人の洗礼の有無と両親の身分状態が、その身分や境遇にどのような影響を与えたのかであり、エリザベスもこうした文脈で論じられた⁽¹⁹⁾。エドモンド・S・モーガンは、1975年、『アメリカの奴隷制、アメリカの自由——植民地ヴァージニアの試練』を出版した。ヴァージニア植民地の歴史に関心を抱く多くの研究者・学生に読まれた本書において彼は、上述のビリングスの論文に依拠してエリザベスを取り上げている。モーガンが目にしたのは、ビリングスとは異なり、エリザベスとウィリアム・グリンステッドの結婚が、両親の一方に黒人をもつ者と白人との間のものであったという点である⁽²⁰⁾。その後も、エリザベスはヴァージニア植民地における人種や奴隷制を扱う研究の中で、頻繁に言及されてきた。キャサリン・M・ブラウンやアンソニー・S・ペアレント・ジュニアは、先述の子供の地位を母親の地位に従って決めることを定めた1662年の法律が制定されるきっかけの一つとして、エリザベスの訴訟を位置付けている⁽²¹⁾。また、

レベッカ・アン・ゲッツは、キリスト教徒であることが黒人に有利に働くことを示す事例として、エリザベスの解放を位置付けている⁽²²⁾。エリザベスの裁判への関心は狭義の歴史学者のみにとどまるものではない。法学者タウニャ・ラヴェル・バンクスは、エリザベスの訴訟の検討を通して、当時植民地社会において「イングランド王の臣民」であるか否かが、各人が持つ権利や特権に大きな影響を与えたと主張している⁽²³⁾。

このように、エリザベスの事例は、17世紀中葉の黒人の地位や境遇を考える研究者の注目するところである。しかし問題は、上に見た諸研究が、どれもエリザベスを一貫して「黒人」あるいは「ムラート」として捉えていることにある。こうした属性は彼女の人生を一貫していて、逃れることができないようなものだったのであろうか。本稿は、彼女の肌の色に付与される意味の変化に焦点を当てて、今一度彼女の事例を検討しようとするものである。

本稿が主な分析対象とするのは、ノーザンバーランド・カウンティコートの記録に収録された、エリザベスおよびその子孫に関わる記録である。ノーザンバーランド・カウンティコートの記録には、二種類のものがある。一つは、レコードブックと呼ばれるもので、これには主として、財産の移譲に関する記録が収録されている。もう一つは、オーダーブックと呼ばれるもので、これには主に、カウンティコートの決定が収録されている。17世紀に限って言えば、1652年から1672年のレコードブックおよび1652年以降のオーダーブックが現存している。これらについては、すべて、手稿だけでなく、20世紀後半に翻刻されたものを使用することができる。また、本稿で扱った史料のうち、エリザベスの訴訟についての文書の大部分は、ウォーレン・M・ピリングスの編集になる、17世紀ヴァージニア植民地関連文書を集めた史料集にも収録されている⁽²⁴⁾。なお、結婚・出生などについての教区教会の記録を利用することができれば、本研究に資するところ大であった。しかし、残念ながらそのような史料は残存していない。

II. 宣誓証言から見るエリザベスに対する認識

本稿が分析の対象とするエリザベスは、これまでの研究者の間で、「エリザベス・ケイ」として知られてきた。しかし、彼女が実際にこの名前で呼ばれるようになるのは、生後多くの時間と曲折を経た後のことである。本節ではまず、彼女に対して1655年1月20日以前に用いられた呼称と、そこに反映される周囲の人びとの彼女に対する認識を見よう。1655年1月20日にノーザンバーランド・カウンティコートで行われたエリザベスの訴訟の審理において、6人の証人が宣誓証言を行った。各人の氏名、当時の年齢、およびエリザベスとの関係は以下のとおりである。

名前	年齢	エリザベスとの関係
ニコラス・ジャーニュー	53	言及なし
アンソニー・レントン	41	19年ほど前、エリザベスと同時期に、ハンフェリー・ヒギンソンの奉公人であった。
エリザベス・ニューマン	80	エリザベスとウィリアム・グリンステッドの間に生まれた二人の子供を取り上げたことを証言している。おそらく産婆を務めたものと思われる。
ジョン・ベイルズ	33	証言内容から、エリザベスがモトロムのもとにいた時に、モトロム家と深い関係にあったことがわかる。
アリス・ラレット	38	証言内容から、エリザベスが生まれる前後の時期に、トマス・ケイの屋敷で暮らしており、エリザベスの母親とも面識があったらしいことがわかる。
アン・クラーク	39	トマス・ケイとハンフェリー・ヒギンソンの中でエリザベスについての取り決めが交わされた際に同席した。

(表1：1655年1月20日のノーザンバーランド・カウンティコートにおける宣誓証言者)

彼らの証言内容は、ノーザンバーランド・カウンティのレコードブックに記録されている。各証人の発言内容から、この日の審理の焦点がエリザベスの父親は誰であったのかということであったらしいことがわかる。これらの証言は、エリザベスの父親についての情報に加えて、彼女が周囲の人びとにどのように認識されていたかをも明らかにする。まず、奉公先のモトロム家における彼女の呼称に直

接言及したジョン・バイルズの証言を見てみよう。なお、バイルズは証言の中で自分とモトロム家やエリザベスとの関係を明らかにしていない。しかし、証言内容から彼がモトロム家に頻繁に出入りしていたらしいことがわかる。彼は以下のように述べている。

……ジョン・モトロム大佐の家では、ブラック・ベスはケイさんの私生児と呼ばれていました。またジョン・ケイは彼女のことをブラック・ベスと呼んでいたのですが、スピークさんが彼を叱って⁽²⁵⁾、「彼女のことを姉妹と呼ばなければいけません。彼女はあなたの姉妹なのだから」⁽²⁶⁾と言いました。すると、ジョン・ケイは彼女のことを姉妹と呼びました。……⁽²⁷⁾

ここで言及されている「スピークさん」なる人物について詳細は不明である。ジョン・ケイに対する態度から、彼女がモトロム家に頻繁に出入りしていたことが推測出来よう。また、ジョン・ケイについては、この宣誓証言からトマス・ケイの息子であることがわかる。姓を伴う名前と呼ばれていることからすれば、彼はトマス・ケイの嫡出子であったと考えてよいだろう。

さて、このジョン・バイルズの証言から、エリザベスはモトロム家の人びとに、「ブラック・ベス」「ケイさんの私生児」などと呼ばれていたことがわかる。また、「ケイさんの私生児」という呼び方およびジョン・ケイに対する「彼女はあなたの姉妹なのだから」という言葉から、モトロム家の人びとの間で、トマス・ケイが彼女の父親であることは周知の事実だったということもわかる。以下、彼女を指示する際にどのような言葉が使われているか、また彼女の父親は誰であったとされているかという二つの点に注目して他の5人の宣誓証言を検討しよう。

まず第一の問題を考えよう。上に見たバイルズを含めた6名による証言には、エリザベスを指示する際に使われる言葉に関して、共通する特徴がある。それ

は、肌の色の黒さあるいはアフリカ系の祖先を持つことを含意する「ニグロ／ブラック」「ムラート」という言葉を伴っていることである。アン・クラークの証言の中で、彼女は「ムラートのベスと呼ばれる奉公人」と呼ばれている⁽²⁸⁾。その他にも、ニコラス・ジャーニューの証言の中では「エリザベスというニグロ奉公人」⁽²⁹⁾、アンソニー・レントンおよびエリザベス・ニューマンの証言の中では「ムラートのエリザベス」と呼ばれている⁽³⁰⁾。アリス・ラレットの証言は唯一の例外である。彼女はエリザベスのことを単に「エリザベス」と呼んでいる⁽³¹⁾。1655年1月20日以前、すなわちエリザベスが隷属的な身分にあったとき、彼女の周囲の人びとはエリザベスの肌の色の黒さあるいは彼女がアフリカ系の祖先をもつことを強く意識していたことがわかるだろう。

次に、第二の問題、つまり証言者たちがエリザベスの父親についてどのように語っているかを見てみよう。すべての証言者が、彼女の父親がトマス・ケイであったことを示唆する発言をしている。ここでは特に注目に値する二人の発言を見よう。ジャーニューは次のように述べている。

16年から17年前、この証言者はカソールである噂を聞いた。それによれば、故モトロム大佐の所有していたニグロ奉公人エリザベスは、ケイさんの子供である。しかし、ケイさんは、マシュー大佐のところのトルコ人こそがその少女の父親であると言った、という⁽³²⁾。

ジャーニューの証言から、次の二点がわかる。第一に、トマス・ケイがエリザベスの父親であるということは、多くの人の信じるところであった。第二に、ケイ自身はこれを否定し、父親として他の者を挙げている。しかし、ケイの否定が多くの人の耳に届くことはなかったようだ。ニューマンは次のように述べた。

みんなの知っていることだが、今は故ジョン・モトロム大佐の所有下にある奉公人であるムラートのエリザベスは、ケイさんの娘である。そし

て、このケイはブルートン・ポイントの法廷に呼び出され、そこでニグロ女性に子供を産ませたために罰金刑を言い渡されたのである。そのニグロというのはこのムラートの母親のことで、この罰金はこのニグロに子供を産ませたためである。そして、その子供というのはこのエリザベスのことである⁽³³⁾。

ケイ自身の否定にも関わらず、エリザベスが彼とある黒人女性の子供であることは、やはり周知の事実であったようだ。エリザベスと同時期にハンフェリー・ヒギンソンの元で奉公人をしていたというレントンも、エリザベスがケイの子供であるということは「隣人の間でよく知られた噂だった」と述べている⁽³⁴⁾。以上に見たように、エリザベスは当時、周囲の人びとによって、トマス・ケイの娘だと見なされていたのである。

ここまで、エリザベスを指示する際にどのような言葉が使われているか、彼女の父親は誰であったとされているかという二点に注目して、1655年1月20日にノーザンバーランド・カウンティコートで行われた6人の証言者による宣誓証言を分析してきた。ここから、当時エリザベスの周囲にいた人びとの彼女に対する共通認識として、次の二つが浮かび上がった。まず、彼女の父親はトマス・ケイであること。そして、肌の色の黒さあるいはアフリカ系の祖先をもつことが強く意識されていたということである。

III. エリザベスに対する認識の変化

1659年7月21日にノーザンバーランド・カウンティコートで記録された文書の中に、エリザベスに関して、「一般にエリザベス・ケイと呼ばれる」という記述がある⁽³⁵⁾。ここから、エリザベスに対する周囲の人びとの認識の変化を見て取ることができるだろう。彼女はもはや、「ニグロ／ブラック」とも「ムラート」とも呼ばれていないのである。この変化は、前節に見た1655年1月20日までの時期からこの時まで、彼女の身に起こった二つの出来事と深く関係していると思

われる。

まず一つ目の出来事を見てみよう。1656年7月20日、ノーザンバーランド・カウンティコートは、エリザベスの解放の是非を争った裁判に対する最終的な判決を下した。この判決について、オーダーブックには以下のように記録されている。

議会によって、エリザベス・ケイの一件はこのカウンティコートに全面的に委ねられた。本カウンティの記録に収録されている、その時開かれた議会における委員会の報告に基づいて、以下の判決を下す。エリザベス・ケイは解放される。そして直ちに、トウモロコシ、衣服を与えられ、さらに委員会の報告に則って補償を与えられる。ウィリアム・トマス氏は判決に対する反対意見を表明した⁽³⁶⁾。

この日、一連の裁判の結果として、エリザベスが解放されることが決定したのである。その理由を知るために、この記録の中で言及されている「委員会の報告」を参照しよう。この委員会は、植民地議会によって、エリザベスの件を調査するために設けられた。彼らは、五つの理由を列挙したのち、「我々は、エリザベスは解放されるべきだと考える」という結論を下す。第一の理由は、エリザベスは「トマス・ケイの娘である」ということであった。第二の理由は、「1655年1月20日にノーザンバーランド・カウンティコートの陪審員たちは、多くの証言に基づいて、エリザベスは解放されるべきであるという評決を下した」ということであった。第三の理由は、「コモン・ローによれば、自由人によって奴隷の女との間に作られた子供は自由人となる」ということであった。第四の理由は、「彼女は長いあいだ、キリスト教徒であった」ということであった。第五の理由は、「トマス・ケイは9年という期限を定めてヒギンソン大佐に彼女を売り渡した」ということであった⁽³⁷⁾。つまり、エリザベスの父は自由人であるトマス・ケイであるため、イングランドのコモン・ローに従えば、奴隷ではなく自由人となる。また、彼女はキリスト教徒であるため、そのことから奴隷とはなりえない。こ

のように、彼女が奴隷ではなく自由人であることが確認された後、彼女の年季はそもそも9年であり、その期間はとうに過ぎていくということをもって、彼女は解放されるべきであるという結論が下されるのである。また、ここでは、1655年1月20日のノーザンバーランド・カウンティコートの陪審員による評決も尊重されている。以上のような委員会の報告を踏まえ、1656年7月20日に、エリザベスは、ノーザンバーランド・カウンティコートによって、解放されることが最終的に決定されたのである。

次に、二つ目の出来事を見てみよう。ノーザンバーランド・カウンティのレコードブックには、エリザベスの解放が決定した1656年7月20日の翌日、7月21日付けで、以下の文書が収録されている。

ウィリアム・グリンステッドとエリザベス・ケイが結婚する意志を表明しているが、これに懸念を持つものに以下を告ぐ。彼らが結婚するべきでないという法的な理由を示すことができる者がいる場合、その者は申し出るか、あるいは以後永遠に口をつぐんでいること⁽³⁸⁾。

本節冒頭で見た1659年7月21日付の文書には、エリザベスについて、「今はグリンステッドの妻である」という記述がある⁽³⁹⁾。したがって、彼らの結婚に異議を唱える者は現れず、彼らは1656年7月20日からそう遠くない時期に正式に結婚したのであろう。

このように、自由な身分を勝ち取り、ウィリアム・グリンステッドと結婚したエリザベスに対する際、彼女の周囲の人びとはもはや彼女の肌の色、あるいは彼女の母親が黒人であることに大きな関心を払わなくなるようである。そのことを端的に示すのが、彼女に対する呼称の変化である。彼女は奉公人として生きていたとき、「ブラック・ベス」「エリザベスというニグロ奉公人」「ムラートのベス」「ムラートのエリザベス」などと呼ばれていた。しかし、自由な身になり、結婚を経た後の彼女は「エリザベス・ケイ」と呼ばれるのである。

ノーザンバーランド・カウンティコートの記事の中で、初めて「エリザベス・ケイ」という呼称が用いられたのは、1656年3月20日に記録された、先の委員会報告である。この時以降、「エリザベス・グリンステッド」の呼称が使われるようになるまで、ノーザンバーランド・カウンティコートの記事に彼女が登場する際には、基本的にこの呼称が用いられている。しかし、この時期にノーザンバーランド・カウンティコートで記録された文書の中で、例外的にこの呼称を用いていないものが一例ある。1656年6月17日に記録された、エリザベスの訴訟についての総督の指示を伝える令状中、モトロムの遺産管理人の一人ジェームズ・コルクローの総督宛ての請願が引用された部分である。ここで、コルクローはエリザベスを、「ふしだらなニグロ女、ブラック・ベス」と呼んでいる⁽⁴⁰⁾。「エリザベス・ケイ」という呼称を用いていないだけでなく、「ニグロ」「ブラック」という語が含まれている点でも、この事例はこの時期としては例外的である。この例外的な呼称が、どのような人物によって用いられたかを考慮に入れると、この事例はさらに興味深いものとなる。彼女の奉公人身分からの解放を阻みたいコルクローにとって、アフリカ系の出自や隷属的な身分を表す語を伴わない「エリザベス・ケイ」という呼称を用いることには抵抗があったのではないだろうか。さらには、「ふしだらなニグロ女、ブラック・ベス」という語を用いて彼女のアフリカ系の出自を強調することによって、裁判における自身の立場を有利にすることができるという考えがあつたのことだと思われる。このように、エリザベスを呼ぶ際にどのような言葉を使うかには、その人の立場や彼女に対する認識が反映されるのである。

以上、彼女が自由な身分を得る過程で、彼女に対する周囲の人びとの認識が変化したことを確認した。それでは、この変化にはどのような意味があるのだろうか。この呼称の変化がそれを使用する人びとの認識の変化を表すとすれば、次の二つの点が示唆されるだろう。第一に、「ニグロ／ブラック」あるいは「ムラート」という属性は、ある人に一生涯つきまとうものではなかったということである。これは彼女が「ニグロ／ブラック」とも「ムラート」とも呼ばれなくなると

ということから直接導き出される結論である。第二に、ある人が「ニグロ／ブラック」あるいは「ムラート」と呼ばれるには、肌の色以外にも何らかの条件が揃う必要があった可能性があるということである。1655年1月20日を境に、彼女の外見が大きく変化したとは考えづらい。にもかかわらず、彼女はこの時期以後「ニグロ／ブラック」や「ムラート」と呼ばれることがなくなるのである。だとすれば、これらの言葉はただ肌の色のみを指して用いられた言葉ではないと考えることができるだろう。彼女の身分を問題とした訴訟が開始されたことを機にこれらの語が使用されなくなるということからすれば、「奉公人」あるいは「奴隷」という身分と「ニグロ／ブラック」あるいは「ムラート」という言葉には強いつながりがあった可能性は高い。以上二点を踏まえて、エリザベスが自由な身分を得る過程は、彼女が「ニグロ／ブラック」あるいは「ムラート」という属性から解放される過程でもあったと言える。

このことは、エリザベスの子や孫がどのように記述されたかを見ることによってさらに強められることになる。私たちが知ることができるのは、4名の子どもと2名の孫である。エリザベスはウィリアム・グリinsteddとの間にジョン、ウィリアム、エリザベスの2男1女を儲けた。また、二人目の夫ジョン・パースとの間には1人の娘を授かった。また、ウィリアム・グリinstedd（子）の子として、トマスとジョンの名を確認できる。これら4人の子どもと2人の孫がノーザンバーランド・カウンティコートの記録で言及される際には、いずれも基本的に姓を伴う名前で呼ばれており、「ニグロ／ブラック」「ムラート」などの語を伴って呼ばれることは皆無である⁽⁴¹⁾。黒人の母を持つエリザベスは、隷属的な地位にあったとき、「ニグロ／ブラック」「ムラート」などと呼ばれていた。2節で詳しく検討した宣誓証言に加え、1655年1月20日にノーザンバーランド・カウンティコートがモトロムの遺産管理人の一人、トマス・スピークにジェームズシティで開かれる四季法廷への控訴を命じた際の記録でも、エリザベスは「ムラート」と記述されている。しかし、その子どもや孫たちは、もはやこれらの名前では呼ばれることはないのである。「ムラート」という語がヴァージニア植民地

の法で初めて定義されるのは1705年のことだが、このときこの語は「インディアンの子ども、およびニグロの子ども、孫、ひ孫」と定義されている⁽⁴²⁾。これを踏まえれば、エリザベスが黒人あるいは黒人の子、すなわちムラートと認識されていたとすれば、その子や孫たちは「ムラート」と呼ばれるべきであろう。したがってこの語が用いられていないということは、エリザベスがもはや黒人ともムラートとも認識されていなかったことを示唆するのである。

本節では、エリザベスが解放された後、彼女に対する周囲の人びとの認識がいかに変化したかを、カウンティコートの記録に現れる彼女の呼称の変化と、カウンティコートに記録された史料の中で彼女の子どもや孫たちがどのように記述されているかを見ることを通して明らかにした。彼女の周囲の人びとは、自由な身分を得たエリザベスに対する際、もはや彼女の肌の色が黒いことや、彼女が黒人の祖先を持つことを強く意識することはなくなったのである。

おわりに

ここまで、ノーザンバーランド・カウンティコートの記録に見出されるエリザベスに対する呼称の変化を手掛かりとして、彼女に対する周囲の人びとの認識の変化を検討してきた。エリザベスが隷属状態にあった頃、周囲の人びとは彼女に対する際、肌の色の黒さや黒人の祖先を持つことを強く意識していたらしい。しかし、彼女の解放後、そのような意識は後景に退くのである。この変化は、彼女に対して用いられる呼称の変化によって後付けられる。これらの変化は、17世紀中葉のノーザンバーランド・カウンティにおいては、「ニグロ／ブラック」あるいは「ムラート」という属性は、ある人に一生涯つきまとうものではなく、その人が置かれた状況が変化すれば用いられなくなるようなものであったということの意味している。

本稿で見たエリザベスに対する周囲の人びとの認識の変化は、黒人の地位が奴隷へと固定化されていく過程の初期における、黒人とイングランド系の人びとの関係、およびイングランド系の人びとの黒人に対する認識を具体的に示すという

点で興味深いものである。少なくともエリザベスの事例に即して言えば、この時期には未だ「黒人」というカテゴリーは、ある人が持つ種々の属性の一つに過ぎず、あるときには前面に出るが、状況が変われば背景に退くものであったということが出来るだろう。今後、同時期およびより後の時期の他の事例について、同様の視角から分析を加えることによって、黒人とイングランド系の人びとの関係、およびイングランド系の人びとの黒人に対する認識の変化を跡付けることが可能であろう。

また、今回扱ったエリザベスの事例についても、より多角的な分析を加えることが必要である。本稿ではある時期を境に彼女に対する周囲の人びとの認識が変化したことを明らかにしたが、その要因については未だ不分明なままである。彼女の解放と結婚が彼女に対する認識の変化に大きな影響を与えたことは確かだと思われるが、例えば当時のヴァージニア植民地において結婚が持った社会的な機能や、彼女がキリスト教徒であったことの重要性については詳細に検討することができなかった。これについても、同時期の他の事例との比較が不可欠であろう。

以上のような課題はあるが、本稿におけるエリザベスについての事例の検討を通して、人びとの生のあり方や関係性、他者に対する認識を規定するのは肌の色そのものではなく、人びとがそれに付与する意味であることを確認することができるのである。

注

- (1) ジョーン・W・スコット、荻野美穂訳『増補新版 ジェンダーと歴史学』平凡社、2004年、24頁。このように、人種を自然なものではなく人為的に作り出されたものであると捉える見方は、近年の歴史学において一般的なものである。このような認識に立つ先行研究は枚挙に暇がないが、ここでは代表的でかつ言及されることの多いものとして、次の二つを挙げておく。Barbara J. Fields, "Slavery, Race, and Ideology in the United States of American," Barbara J. Fields and Karen E. Fields, *Racecraft: The Soul of Inequality in American Life*, SUNY Press, 2014, pp. 111-148; デイヴィッド・R・ローディガー、小川豊志・竹中興慈・井川眞砂・落合明子訳『アメリカにおける白人意識の構築—労働者階級の形成と人種』明石出版、2006年。
- (2) Edmund S. Morgan, *American Slavery, American Freedom: The Ordeal of Colonial Virginia*, W. W. Norton & Company, Inc., 1975, pp. 420-423.

- (3) *ibid.*, pp. 154-157.
- (4) 1655年1月20日にノーザンバーランド・カウンティコートで行われた宣誓証言の中で、アリス・ラレットなる証言者は、エリザベスの年齢を、「25歳くらい」と述べている。この証言が正しいとすれば、彼女の生年は、1630年頃ということになる。しかし、1661年7月21日に、エリザベスがノーザンバーランド・カウンティコートで宣誓証言を行った際の記録では、彼女は自身の年齢を「28歳」としている。この記録が正しいとすれば、彼女の生年は1633年頃ということになる。Frank V. Walczyk, ed., *Northumberland County Record Book: 1652-1658*, Peter's Row, 2002, p. 73; Ruth and Sam Sparacio, eds., *Virginia County Court Records: Deed & Will Abstracts of Northumberland County, Virginia: 1658-1662*, The Ancient Press, 1993, p. 89; Walczyk, ed., *Northumberland County Record Book: 1652-1658*, p. 73 に収録されている他の宣誓証言、および、同書 p. 97 に収録されている、“A report of a Committee from an Assembly concerning the freedom of Elizabeth Key” も参照のこと。さらに、エリザベスの来歴については、Warren M. Billings, “The Cases of Fernando and Elizabeth Key: A Note on the Status of Blacks in Seventeenth-Century Virginia,” *The William and Mary Quarterly*, 30-3, 1973, pp. 467-474 も参照のこと。エリザベスの母親については1655年1月20日にノーザンバーランド・カウンティコートで行われた宣誓証言の中にいくつかの言及が見られる。それらの証言から、彼女がトマス・ケイに隷属していたことはわかる。しかし、その身分が奉公人であったか奴隷であったかを判断することはできない。Walczyk, ed., *Northumberland County Record Book: 1652-1658*, p. 73.
- (5) *ibid.*, p. 72.
- (6) *ibid.*, p. 73, p. 97. この二人の子どもが未婚の子であることは、1655年1月20日のノーザンバーランド・カウンティコートにおける、エリザベス・ニューマンの「この宣誓証言者は、故ジョン・モトロムの財産に属するムラートの奉公人、エリザベスの二人の子供の分娩を行い、その子供たちをウィリアム・グリンステッドに差し出した」という証言と、エリザベスとウィリアム・グリンステッドの結婚の告示が行われたのが1656年7月21日であったということから明らかである。つまり、エリザベスとウィリアム・グリンステッドは婚前交渉を犯したわけだが、彼らがそれに対する処罰を受けた記録は残っていない。また、二人の子どもを私生児として記述する記録も残っていない。この二人の子どもの出生が、エリザベスのその後の行動に大きな影響を与えた可能性は排することができない。
- (7) Ruth & Sam Sparacio, eds., *Virginia County Court Records: Order Book Abstracts of Noethumberland County, Virginia, 1652-1657*, The Ancient Press, 1994, p. 66.
- (8) *ibid.*, pp. 56-57, p. 66. 当時、植民地の総督と評議員によって構成される評議会が、控訴審としての機能を果たしていた。この法廷は年に4回開催されたため、「四季法廷」と呼ばれた。Warren M. Billings, *A Little Parliament: The Virginia General Assembly in the Seventeenth Century*, The Library of Virginia, 2007, p. 149; Warren M. Billings, “The Growth of Political Institution in Virginia, 1634 to 1676,” *The William and Mary Quarterly*, 30-2, 1974, pp. 225-242: p. 229.
- (9) 当時、ヴァージニア植民地では植民地議会が植民地の最終審の機能を果たしていた。Billings, *A Little Parliament*, p. 149.

- (10) Ruth & Sam Sparacio, eds., *Virginia County Court Records: Order Book Abstracts of Northumberland County, Virginia, 1652-1657*, pp. 56-57, p. 70.
- (11) Frank V. Walczyk, ed., *Northumberland County Record Book: 1652-1658*, p. 97.
- (12) Ruth and Sam Sparacio, eds., *Virginia County Court Records: Deed & Will Abstracts of Northumberland County, Virginia: 1658-1662*, pp. 62-63.
- (13) Ruth and Sma Sparacio, eds., *Virginia County Court Records: Deed & Will Abstracts of Northumberland County, Virginia: 1666-1670*, The Ancient Press, 1993, pp. 16-17; Ruth and Sma Sparacio, eds., *Virginia County Court Records: Northumberland County, Virginia: Orders: 1674-1677*, The Ancient Press, 1998, p. 16.
- (14) William Waller Hening, ed., *The Statutes at Large: Being a Collection of All the Laws of Virginia, from the First Session of the Legislation in the Year 1619*, Vol. 2, NY, 1823, p. 170.
- (15) Warren M. Billings, "The Law of Servants and Slaves in Seventeenth-Century Virginia," *The Virginia Magazine of History and Biography*, 99-1, 1992, pp. 45-62: p. 57.
- (16) Hening ed., *Statutes at Large*, Vol. 2, p. 260.
- (17) Hening ed., *Statutes at Large*, Vol. 2, p. 283.
- (18) "Northumberland County and Some of Its Families," *The William and Mary Quarterly*, 23-3, 1915, pp. 182-190.
- (19) Billings, "The Cases of Fernando and Elizabeth Key."
- (20) Morgan, *op. cit.*, p. 334.
- (21) Kathleen M. Brown, *Good Wives Nasty Wenches, and Anxious Patriarchs: Gender, Race, and Power in Colonial Virginia*, Omohundro Institute and University of North Carolina Press, 1996, p. 132; Anthony S. Parent Jr., *Foul Means: The Foundation of a Slave Society in Virginia, 1660-1740*, University of North Carolina Press, 2003, p. 115.
- (22) Rebecca Anne Goetz, *The Baptism of Early Virginia: How Christianity Created Race*, Johns Hopkins University Press, 2012, pp. 101-102.
- (23) Banks, *op. cit.*
- (24) Warren M. Billings, ed., *The Old Dominion in the Seventeenth Century: A Documentary History of Virginia, 1606-1700*, revised ed., University of North Carolina Press, 2007.
- (25) 訳文中の「とがめ」は原文では“cherbed”となっている。しかし、Oxford English Dictionaryにこのような語は収録されていない。Oxford English Dictionary, accessed September 26, 2018, <http://www.oed.com>。ウォーレン・M・ビルングス編集の史料集ではこの箇所では“checked”とされている。したがって、ここでは、ビルングスに依拠して“checked”と解することにした。Billings ed., *Old Dominion*, p. 197.
- (26) 原文中に引用符はついていないが、ここでは便宜上これを補った。

- (27) Walczyk, ed., *Northumberland County Record Book: 1652-1658*, p. 72.
- (28) *ibid.*, p. 73.
- (29) *ibid.*, p. 72.
- (30) *ibid.*, pp. 72-73.
- (31) *ibid.*, p. 73.
- (32) *ibid.*, p. 72.
- (33) *ibid.*, p. 73.
- (34) *ibid.*, pp. 72-73.
- (35) Ruth and Sam Sparacio, eds., *Virginia County Court Records: Deed & Will Abstracts of Northumberland county, Virginia: 1658-1662*, p. 40.
- (36) Ruth and Sam Sparacio, eds., *Virginia County Court Records: Order Book Abstracts of Northumberland County, Virginia: 1652-57*, p. 70.
- (37) Frank V. Walczyk, ed., *Northumberland County Record Book: 1652-1658*, p. 97.
- (38) *ibid.*, p. 97.
- (39) Ruth and Sam Sparacio, eds., *Virginia County Court Records: Deed & Will Abstracts of Northumberland County, Virginia: 1658-1662*, p. 40.
- (40) Frank V. Walczyk, ed., *Northumberland County Record Book: 1652-1658*, p. 97.
- (41) エリザベスの4人の子供と2人の孫に関して、計5件の記事がノーザンバーランド・カウティコートレコードブックおよびオーダーブックに確認できる。それらは、(1) レコードブックに記載された1660年7月20日付のジョン・パース、ハンナ・リー、ウィリアム・グリンステッドの連名による、ジョン、ウィリアム（子）、エリザベス（子）への財産譲渡についての証書、(2) レコードブックに記載された1667年5月20日付のジョン・パースの遺言、(3) レコードブックに記載された1674年11月18日付のジョン・パースの遺産についての調査報告、(4) オーダーブックに記載された1674年12月16日付のウィリアム・グリンステッド（子）の後見人選任についての記録、(5) オーダーブックに記載された1684年3月18日付のウィリアム・グリンステッド（子）の二人の子供の奉公についての取り決めの記録である。Ruth and Sam Sparacio, eds., *Virginia County Court Records: Deed & Will Abstracts of Northumberland County, Virginia: 1658-1662*, pp. 62-63; Ruth and Sam Sparacio, eds., *Virginia County Court Records: Deed & Will Abstracts of Northumberland County, Virginia: 1666-1670*, pp. 16-17; Ruth & Sam Sparacio, eds., *Virginia County Court Records: Northumberland County, Virginia: Orders: 1674 -1677*, The Ancient Press, 1998, p. 16; Ruth & Sam Sparacio, eds., *Northumberland County, Virginia: Orders Book: 1683 -1686*, The Ancient Press, 1999, p. 51.
- (42) William Waller Hening, ed., *The Statutes at Large: Being a Collection of All the Laws of Virginia, from the First Session of the Legislation in the Year 1619*, Vol. 3, NY, 1823, p. 252.